

子ども・子育て支援新制度に係る条例骨子案に関する
パブリック・コメント手続の実施結果について （案）

1 意見募集対象条例

別紙 1 条例骨子案のとおり

2 意見募集期間

平成 26 年 6 月 2 日（月）～平成 26 年 7 月 1 日（火）

3 意見募集方法

持参、送付、ファックス、電子メール

4 閲覧・配架場所

- ・こども青少年局保育施策部保育企画課こども子育て支援制度構築グループ（市役所本庁舎地下 1 階）
- ・各区役所区民情報センター
- ・大阪市サービスカウンター（梅田・なんば・天王寺）
- ・市民情報プラザ（市役所本庁舎 1 階）

5 集計結果

受付件数 ： 313 件

（内訳）

< 受付方法別 >

持参	送付	ファックス	電子メール
33	12	251	17

< 男女別 >

男性	女性	不明
24	250	39

< 年齢別 >

19 歳 以下	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳 以上	不明
0	41	131	42	41	11	3	44

< 居住地別 >

大阪市内	大阪府内	大阪府外	その他	不明
233	33	1	1	45

6 ご意見の要旨

別紙 2 のとおり

「(仮称)大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、
設備及び運営に関する基準を定める条例」骨子案

1 条例の名称

(仮称)大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準を定める条例

2 内容

本条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準の骨子案は下表のとおりとする。

項目	国基準（府省令）	大阪市基準案	大阪市の考え方
学級の 編制	3～5歳児における1学級の 幼児数は、35人以下を原則 とする。 (従うべき基準)	1学級の幼児数は、3歳児の 学級は25人以下、4歳児以 上の学級は35人以下を原則 とする。 ただし、3歳児の学級につい て、教育及び保育を適切に行 うことができると市長が認 める場合は、1学級の幼児数 を35人以下とすることがで きる。	現行の大阪府基準では、3歳児の学級は 原則1学級25人以下とされており、教 育及び保育を適切に行うことができ ると認められた場合は、35人以下でも可 とされている。 現在、大阪市内の認定こども園について 大阪府基準が適用されており、国基準と すると現行の教育及び保育の質を確保 できない恐れがあるため、現行の大阪府 基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設 けるものとする。
設備	乳児室、ほふく室の面積は、 国の保育所基準（児童福祉施 設の設備及び運営に関する 基準（昭和23年省令第63号、 以下、「設備及び運営基準」 という。））を満たすこと。 ・乳児室 …満2歳未満の園児のうち ほふくしないもの1人に つき1.65㎡以上 ・ほふく室 …満2歳未満の園児のうち	乳児室、ほふく室の面積は、 大阪市児童福祉施設の設備 及び運営に関する基準を定 める条例（平成24年大阪市 条例第49号、以下、「条例」 という。）に掲げる要件を満 たすこと。 ・乳児室又はほふく室 …乳児1人につき5.0㎡以 上、満2歳未満の幼児1人 につき3.3㎡以上 市規則で定めるところによ	条例において、乳児室又はほふく室の面 積は、乳児1人につき5.0㎡以上、満2 歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上と 定められている。 「市長が適当と認めるとき」は、「大阪 市児童福祉施設の設備及び運営に関す る基準を定める条例施行規則」第2条に 定める要件に該当する場合とし、その場 合に国基準とすることが現行、可とされ ている。 国基準とすると、現行の保育の質を確保 できない恐れがあるため、現行の大阪市

	ほふくするもの 1 人につき 3.3 m²以上 (従うべき基準)	り市長が適当と認める場合は国基準に準じる。	児童福祉施設の設備及び運営の基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。
	調乳設備及び沐浴設備について規定なし	乳児の定員を設定する場合は、調乳設備を、満 3 歳未満の定員を設定する場合には沐浴設備を設置しなければならない。	現行大阪市では保育所認可審査時に利用乳幼児に対する衛生確保の観点から沐浴設備及び調乳設備の設置を指導していることから、国基準を上回る基準を設けるものとする。
	食事の提供は、自園調理を原則とし、満 3 歳以上の園児については、設備及び運営基準第 32 条の 2 に規定する要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。 (従うべき基準)	食事の提供は、自園調理を原則とし、満 3 歳以上の園児については、設備及び運営基準第 32 条の 2 に規定する要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。ただし、その場合は、栄養士等を置くよう努めなければならない。	現行の国基準においても、一定の要件を満たす場合に食事の外部搬入を認めている。その場合には「施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える」こととされており、国府省令()においても同様である。また、市内の私立幼稚園の多くは外部搬入による食事の提供を行っている。このため、国府省令に定める基準を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。ただし、園児に対するアレルギー対応、食の安全確保等の観点から、栄養士等を置くよう努めることとして、国基準を上回る基準を設けるものとする。
上記以外	職員、設備及び運営等 ・職員の数等 ・園具及び教具 ・教育及び保育を行う期間及び時間 ・子育て支援事業の内容 ・掲示 等	国基準どおり	国基準内容とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。

平成 26 年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第 1 号

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」

**「(仮称)大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例」骨子案**

1 条例の名称

(仮称)大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 内容

本条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の骨子案は下表のとおりとする。

項目	国基準(省令)	大阪市基準案	大阪市の考え方
家庭的保育事業の設備の基準	家庭的保育事業にかかる乳幼児の保育を行う専用の部屋(以下、「保育室」という。)の設置階について規定なし	家庭的保育事業にかかる保育室等を2階以上に設ける場合は、国省令()第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。	現在の大阪市保育ママ事業においては、保育室の設置階について、大阪市保育ママ事業実施要綱(以下、「要綱」という。)第10条(8)等に定めがあり、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第62号)が定められたことに鑑み、災害時の迅速な避難等の観点から、当該基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。
家庭的保育事業及び小規模保育事業C型の設備の基準	幼児用バス(沐浴槽)についての規定なし	家庭的保育事業及び小規模保育事業C型を行う事業所は、幼児用バス(沐浴槽)を設置するものとする。	現在の大阪市保育ママ事業においては、幼児用バス(沐浴槽)の設置について、要綱第10条(9)等に定めがあり、大阪市保育ママ事業の受け皿と想定される家庭的保育事業及び小規模保育事業C型においても同様に、乳幼児に対する衛生の確保の観点からその基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。
小規模保育事業A型及びB型並びに	沐浴設備、幼児用トイレ及び幼児用手洗いについての規定なし	小規模保育事業A型及びB型並びに事業所内保育事業を行う事業所は、乳児室又はほふく室及び保育室と区	現在の大阪市小規模保育事業においては、沐浴設備、幼児用トイレ及び幼児用手洗いの設置について、大阪市小規模保育施設設置・運営事業者募集要

事業所内 保育事業 の設備の 基準		画された沐浴設備及び幼児 用トイレを設置し、また施 設内に幼児用手洗いを設置 するものとする。	項（以下、「要項」という。）５．（７） ウ等に定めがあり、乳幼児に対する衛 生の確保の観点からその基準を踏襲 し、国基準を上回る基準を設けるもの とする。また、事業所内保育事業も同 様とする。
家庭的保 育事業の 職員	家庭的保育者１人が保育でき る乳幼児数は３人以下である が、家庭的保育補助者とともに 保育する場合は５人以下とす る。 （従うべき基準）	家庭的保育事業における保 育を行うときは、少なくと も家庭的保育者及び家庭的 保育補助者を各１人配置し なければならない。	現在の大阪市保育ママ事業（５人定 員）においては、利用乳幼児数が３人 以下でも、少なくとも家庭的保育者及 び家庭的保育補助者が各１人以上必 要であるとしており、乳幼児の安全性 を確保するため、現行の基準を踏襲 し、国基準を上回る基準を設けるもの とする。
小規模保 育事業Ｃ 型の職員	家庭的保育者１人が保育でき る乳幼児数は３人以下である が、家庭的保育補助者とともに 保育する場合は５人以下とす る。 （従うべき基準）	小規模保育事業Ｃ型におけ る保育を行うときは、乳幼 児数が５人までの場合は少 なくとも家庭的保育者及び 家庭的保育補助者を各１人 配置し、乳幼児数が８人ま での場合は少なくとも家庭 的保育者２人及び家庭的保 育補助者１人を配置し、乳 幼児数が９人から１０人ま での場合は、少なくとも家 庭的保育者２人及び家庭的 保育補助者２人を配置しな なければならない。	現在の大阪市保育ママ事業（１０人定 員）においては、乳幼児数が５人まで の場合は少なくとも家庭的保育者及 び家庭的保育補助者を各１人配置し、 乳幼児数が８人までの場合は家庭的 保育者２人及び家庭的保育補助者１ 人以上、乳幼児数が９人から１０人ま での場合は家庭的保育者２人及び家 庭的保育補助者２人以上の配置を求 めており、大阪市保育ママ事業の受け 皿の一つと想定される小規模保育事 業Ｃ型においても同様に、乳幼児の安 全性を確保するため、現行の基準を踏 襲し、国基準を上回る基準を設けるも のとする。
食事の提 供の経過 措置	保育事業を行う者が、本条例施 行日後に家庭的保育事業者等 の認可を得た場合は、５年間調 理員、調理設備、調理室に係る 規定は、適用しないことができ る。 （従うべき基準）	本条例施行日前日までに、 要綱等に基づき選定された 施設が施行日後に家庭的保 育事業又は小規模保育事業 Ｃ型の認可を得た場合、条 例施行後５年間、調理員、 調理設備に係る規定は、市	現在の大阪市保育ママ事業の食事の 提供方法については、保護者による持 参（弁当等）又は外部搬入も認めてい ることから、大阪市保育ママ事業の受 け皿と想定される家庭的保育事業及 び小規模保育事業Ｃ型へ現行の保育 ママ事業が移行し、かつ市長が認める

		長が認める場合に限り、適用しないことができる。	場合に限り、保護者による持参（弁当等）又は外部搬入も認めることとする。
小規模保育事業の保育室等の設置階	小規模保育事業における保育室等の設置階については、国省令（ ）第 28 条第 7 号に規定のとおりとする。 （参酌すべき基準）	本条例施行日前日において、要項等に基づき選定された事業者については、国省令（ ）第 28 条第 7 号（第 32 条において準用する場合も含む。）及び第 33 条第 7 号の規定は適用せず、保育室等の設置階に関する基準については要項等の例による。	現在要項等にて募集・選定している施設については、保育室等の設置階について国基準と異なる要件となっているため、本年度中までに大阪市小規模保育事業者として選定された施設には特例を設ける。
利用定員に関する経過措置	小規模保育事業 C 型の利用定員は、6 人～10 人であるが、国省令（ ）施行後 5 年間は、6 人～15 人とすることができる。 （従うべき基準）	小規模保育事業 C 型の利用定員に関する経過措置を設けない。	国の経過措置は、現在国が小規模保育運営支援事業（C 型）として補助するにあたり、補助要件として事業の利用定員を 6 人～15 人としていることに対する整合性の観点からのものであり、本市は小規模保育運営支援事業（C 型）を実施していないため、この経過措置は不要とした。
上記以外	職員、設備及び運営等 ・家庭的保育事業者等の一般原則 ・保育所等との連携 ・家庭的保育事業者等の職員の一般的要件 ・家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等 ・利用乳幼児を平等に取り扱う原則 ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限の濫用禁止 ・衛生管理等 ・家庭的保育事業所等に備える帳簿	国基準どおり	国基準内容とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。

	・ 秘密保持等 ・ 苦情への対応 ・ 保育時間 ・ 保育の内容 ・ 保護者との連絡 等		
--	--	--	--

平成 26 年厚生労働省令第 61 号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」

**「(仮称)大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例」骨子案**

1 条例の名称

(仮称)大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

2 内容

本条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の骨子案は下表のとおりとする。

項目	国基準（府令）	大阪市基準案	大阪市の考え方
特定教育・保育施設の運営規程	運営規程に食事の提供方法について明記はない。 (参酌すべき基準)	運営規程に定めるべき事項に「食事の提供方法等（調理する場所、施設外からの搬入の有無、委託事業者及び搬入事業者名、アレルギー対応状況並びに栄養士等の配置状況（幼稚園を除く特定教育・保育施設）等を含む。）」を加える。	食事に際してアレルギーに配慮すべき乳幼児もあり、保護者にとって、食事の提供方法は、施設を選択する上で重要な情報である。また、幼保連携型認定こども園の認可基準において、外部搬入を行う場合、栄養士等を置くよう努めることとしており、その配置状況も施設（幼稚園を除く特定教育・保育施設）の食事の提供に対する姿勢を保護者が知る上で重要な情報となることから、運営規程に「食事の提供方法等」を加える。
特定地域型保育事業者の運営規程	運営規程に食事の提供方法及び連携施設の設定状況について明記はない。 (参酌すべき基準)	運営規程に定めるべき事項に「食事の提供方法等（調理する場所、施設外からの搬入の有無、委託事業者及び搬入施設名及びアレルギー対応状況等を含む。）及び連携施設の設定状況」を加える。	食事に際してアレルギーに配慮すべき乳幼児もあり、保護者にとって、食事の提供方法は、事業者を選択する上で重要な情報であり、また、連携施設についても、保育内容の充実、卒業後の受け皿の設定状況等の情報は、保護者にとって事業者を選択する上で重要な情報であることから、運営規程に「食事の提供方法及び連携施設の設定状況」を加

			える。
上 記 以 外	利用定員に関する基準 運営に関する基準 ・ 内容及び手続の説明及び同意 ・ あっせん、調整及び要請に対する協力 ・ 心身の状況等の把握 ・ 利用者負担額の受領 ・ 勤務体制の確保等 ・ 記録の整備 等	国基準どおり	国基準内容とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。

平成 26 年内閣府令第 39 号

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」

子ども・子育て支援新制度に係る条例骨子案に対するパブリック・コメントの内容等について

項番	パブリック・コメントの内容	項目分類	件数
1	・職員配置は、1・2歳児は5人対1人、3歳児は15人対1人、4・5歳児は20人対1人等にしてほしい。 ・幼保連携型認定こども園は、国基準は幼稚園の基準になっている。幼稚園の職員数では対応できない発達がゆっくりとした児童もたくさんいる。すべての児童が安心して成長していけるために職員配置基準などを保育所基準以上にしてほしい。	職員配置	131
2	給食や行事に係わる費用については公定価格に含めてほしい。	実費徴収	75
3	第13条の利用者負担について、今でも私立保育所は保護者徴収がある。施設が必要と判断したら限定なしに保護者から所定の金額を徴収することができる規定になっているが、この条項は削除して下さい。	上乗せ徴収	39
4	教育・保育の質の向上を図るための費用を保護者負担の対象から削除してください。	上乗せ徴収	35
5	・幼保連携型認定こども園に通う子どもの1日当たりの時間は8時間にして下さい。 ・全ての子どもの1日過ごせる権利を保障してほしい。	保育時間	33
6	家庭的保育者は全て保育士資格を有する者にして下さい。	職員資格	33
7	2歳児以下を預かる施設は、看護師を配置しなければならないにして下さい。	職員配置	31
8	私立認可保育園の入所選考、保育料の徴収は市町村が実施することを明確に記述して下さい。表現があいまい。児童福祉法第24条1項に位置づいているということをはっきりさせてください。	要望	31
9	・各クラス職員を複数配置に。 ・3歳児の春は新乳児はまだ泣く、排泄面での自立できない子どももあり、25人の学級編制でも保育教諭は2名必要。	職員配置	31
10	調理員を設置しなければならないとして、調理室の設置も義務付けて下さい。	設備	30
11	毎年障がい児の入所希望があります。国基準では障がい児の受け入れについて記述がないので、受け入れについて明記して下さい。	総論	27
12	子どもが複数人いる家庭も多い最近で保育料の値上げは家計の負担になります。	意見	24
13	小規模保育事業について、大阪市はA型を基本にして下さい。	総論	23
14	小規模保育所などの連携保育所確保は大阪市が責任を持って確保してほしい。	運営	22
15	大阪市の保育ママ事業は現在、「実施施設は原則として1階とすること」になっています。条例にも明記して下さい。	設備	11
16	食事は絶対自園調理。	運営	10
17	調理室をなくさないで欲しいです。	設備	9

18	居宅訪問型保育事業について、「障がい、疾病の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育」とされているが、発達保障の観点から、専門家を交えた判定委員会を開催し、集団保育が困難と見て取れるか否か判断して下さい。	要望	7
19	保育士を減らさないでほしい。	職員配置	7
20	保育所等は、民間委託や民営化せず、大阪市が自ら責任を持って運営してください。	要望	6
21	入所選定の細かいポイント制はやめてほしい。	要望	5
22	保育士は正規職員を採用して、待遇の改善をしてください。	職員配置	5
23	給食費など保育料以外に負担が増えると家庭としても大変になるので考え直してほしい。	実費徴収	3
24	公定価格をもっと今の子どもたち職員、保護者の処遇に見合うようにしてほしい。	要望	3
25	条例案の内容が読んでもわからない。	意見	3
26	保育ママ事業所や小規模保育の場所など明確に身近に知らせてほしい(地域の掲示板に掲載など)	要望	3
27	保育時間の標準時間が11時間になっているが、従来通りの基準にもどしてほしい。短時間の設定は8時間でもそれ以外だと延長がかかるといのは納得いかない。時間については従来通り勤務時間と通勤時間の合計が保育時間になるようそれぞれにあったようにしてほしい。	要望	3
28	本当に子どもたちがいい環境で過ごせるのか不安。働いている親にとって子どもが安心して過ごせるのと健康が一番重要。利益を考えるだけでなく子どものための保育事業を考えてもらいたい。	要望	3
29	本当に子どものことを考えると、新制度は子供にとって良くないと思うので考え直してほしい。	要望	3
30	二人目、半額制度、継続希望。保育料に、今以上負担がかると少子化が進む。	要望	3
31	・家庭的保育事業等の職員が不祥事などを起こさないよう、倫理観をしっかりと厳格させるべき。 ・近年職員が起こす社会的逸脱した行為が特別に大阪市内に多くみられる。職務に従事される方も、子どもや子育て支援に責務があって安心信頼をして子を預けたりする。責任をもって職務を遂行すべき。	運営	2
32	自治体の条例により子どもたちの処遇が異なるのはおかしい。	意見	2
33	殆ど、もともと国の定める基準が、今の保護者や子供たちにそぐわないと思っている。現場からの声をもっと聞くべき、見るべき。	意見	2
34	1ヶ月だけしかパブコメを集めないという事にはせず、もう数ヶ月、意見を集め、保育園、幼稚園の現場の声、保護者の意見も聞いてください。	要望	2
35	これ以上保育環境を悪くしないで。	要望	2

36	難しいことはわからないが子どもたちにとって園での安全、のびのびした園生活を望んでいる。障がいの有無に係わらず平等で優しい気持ちを育むよう願う。	要望	2
37	こどもたちがのびのびと活動できるよう最低の保育面積を制限するのではなく理想とする広さを提示すべき。	設備	2
38	延長料金がかかってくると困る	意見	2
39	保育所については行政区単位や施設単位に説明会をしてほしい。保護者向けにも説明会をしてほしい。	要望	2
40	条例の定期的な見直しをすることを明記し、手順なども盛り込んでほしい。	総論	2
41	認定こども園の中にも病後児保育も設置してもらえるよう保護者が安心して働けるようにしてほしい。	総論	1
42	虐待や育児放棄する事案が見られるのでこれからも行政チェックして頂き子ども子育て支援を充実させて貰いたい。	要望	1
43	認定こども園にし保育園の3-5歳児に幼稚園と同様の教育を受けさせるのは当然の義務であり権利であると思う。ただ保育園は子どもたちにとって第2の家であり生活の場であることを忘れずに改革を実施してほしい。	要望	1
44	4歳以上でも25人以下の学級としてほしい。	職員配置	1
45	栄養士などを置くことを努力義務ではなく義務とすること。	職員配置	1
46	保育士が働き続けられるよう補助金を増やす。	意見	1
47	3歳までの子どもの舌を安あげなものでまかなわないで、そこにはお金をかけて下さい。	要望	1
48	給食や行事に係る費用を明記してください。	実費徴収	1
49	子どものためにも、保護者のためにも、保育の質を常に向上できるような状況にしたいです。	要望	1
50	保育時間を短くするような制度にしないでください。	保育時間	1
51	充分でない保育士の数、食育を考えていない給食では困ります。	運営	1
52	待機児童解消のための家庭的保育事業を推進しておられるのはわかりますが、安全が確保されているようには思えません。ベビーブームであろうここ10年をなんとか乗りきろうとしている政策！！その間の子ども達がかわいそうだと思いますか。	意見	1
53	特別支援を必要とする子どもに対する職員配置は、1クラス2人対1人にしてください。	職員配置	1
54	パブコメの提出先を1ヶ所にせず、各区役所に設置してください。集める方の楽に楽に提出する方大変さは考えられてないと思います。	要望	1
55	新制度はわかりづらい。特に子育て世代でない若い方達にもわかりやすく、みんなが幸せになれるようなシステム作りを望む。	要望	1

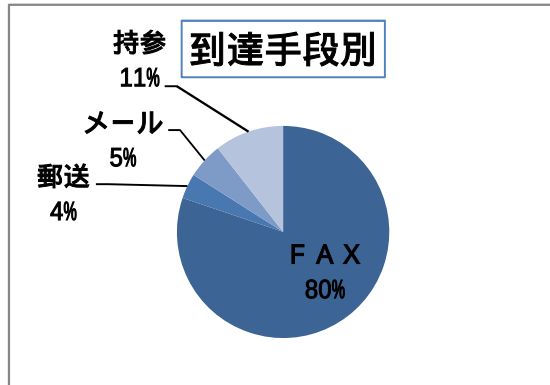
56	保育園に入れない子どもが多く、もっと入りやすくしてほしい。保育士も不足していて大変な状況。他のところにお金を使っているので福祉にも予算を増やしてほしい。	要望	1
57	産休・育休制度の利用にあたって保育所を退所させられるようなことがあってはならない。	意見	1
58	食事の運営規程で提供方法が加えられていますが、表現の「栄養士等」が気になる。「等」だと誰でも良いととらえてしまう。	職員配置	1
59	国より大阪市の基準が上回り充実しているがたびたび出る「市長が認める場合は」の基準がわからず不安が残る。学級の編制では記載ない。設備ではわかりにくい。	職員配置	1
60	途中入所を可能にしてほしい。	要望	1
61	保護者の仕事により認定するのはおかしい。	意見	1
62	運動会等行事をなくさないでほしい。	要望	1
63	新制度では個人の質の向上を狙って保護者への負担を増やし、「○○教室」などのオプションが当たり前になるのはおかしい。わが子だけ周りの子とは違うことをしている環境を作るのは質の向上とはいえない。	上乗せ徴収	1
64	骨子案の示し方に疑問。 もとなる国の示す案の全体を示して大阪市では、この部分を変更しましたと示すべきではないか？全体像がわからなく変更箇所だけ示されても多くの貴重な意見が得られるのか？	意見	1
65	園舎の階数は2階建て以下にしてほしい。	設備	1
66	公定価格の人件費・管理費・事業費の内訳がわかるように！	要望	1
67	乳児室・ほふく室の面積は提示された大阪市基準が望ましい。但し、「市規制で定めるところにより、市長が適当と認める場合は国基準に準じる」は削除すること。（子どもの保育環境で例外を作るべきではない。）	設備	1
68	調乳室、沐浴設備の設置規定は必要。	設備	1
69	設備について国基準を上回る大阪市基準望ましい。	設備	1
70	施設、事業運営について市町村の関与必要。	運営	1
71	保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育等のいずれの施設においても子どもが受ける権利が等しくなるようにそれらの中で最も高い水準を全てに採用してほしい。	設備	1
72	調理室・保健室・園庭・ホール・遊戯室・職員室など必須基準と努力義務なども設けて、子どもにとっても職員にとっても快適な環境整備を目指す条例とすること。	設備	1
73	老朽化した保育所を建て替え、災害に耐えられる施設にし、安心して子どもを預けられるようにしてください。	要望	1
74	特定教育、保育施設の利用定員を超えても、もしその施設に定員の余裕がある場合は、受け入れを許可しても良いと思う。	運営	1
75	保育基準緩和反対。	意見	1

76	要望を少しでも聞いてほしい。	要望	1
77	その他		2
合計			707

子ども・子育て支援新制度に係る条例骨子案に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

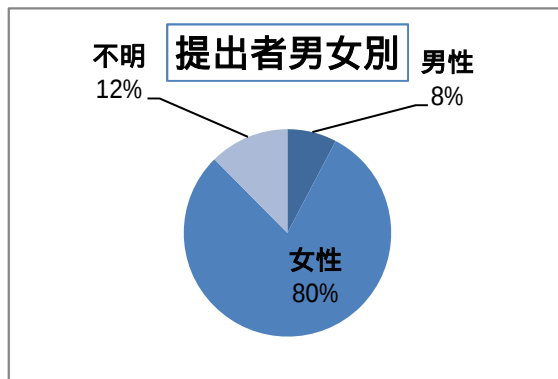
1 到達手段別

F A X	郵送	メール	持参	合計
251	12	17	33	313



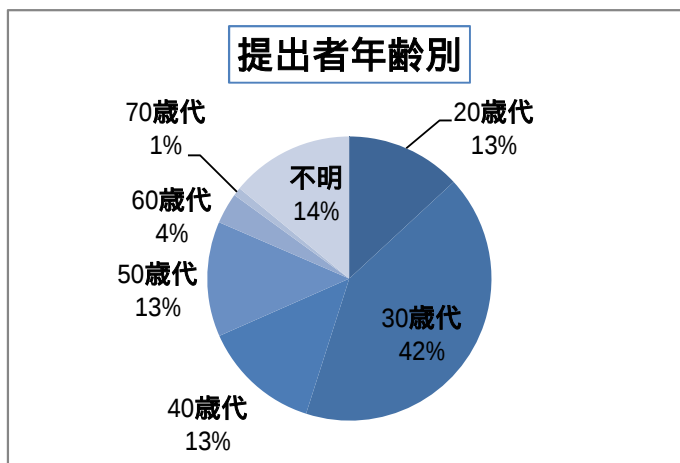
2 提出者男女別

男性	女性	不明	総件数
24	250	39	313



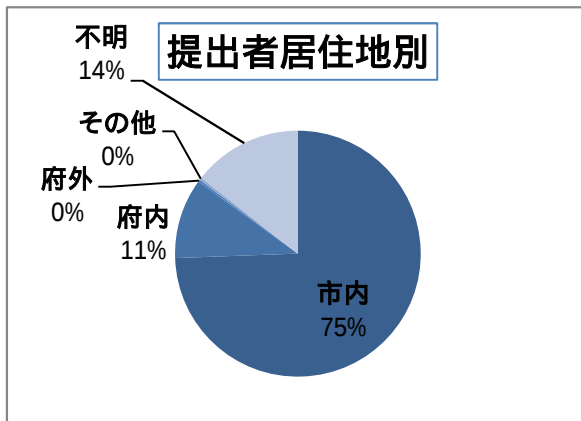
提出者年代別

19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	総計
0	41	131	42	41	11	3	44	313



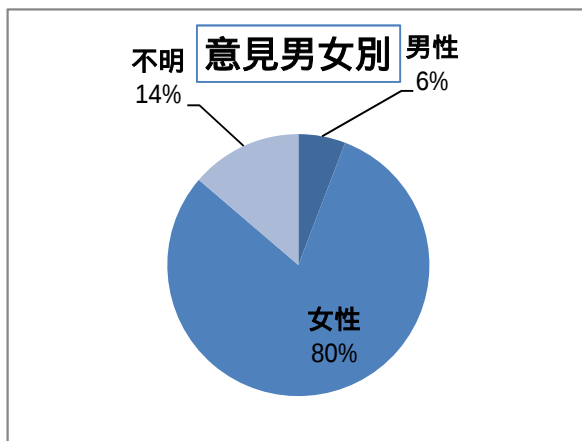
提出者居住地別

市内	府内	府外	その他	不明	総計
233	33	1	1	45	313



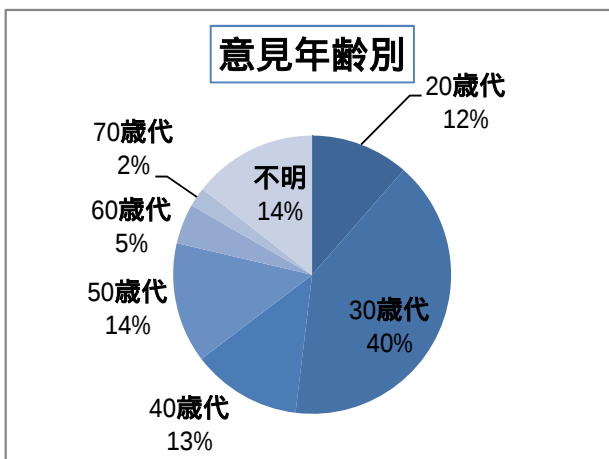
3 意見男女別

男性	女性	不明	総件数
41	569	97	707



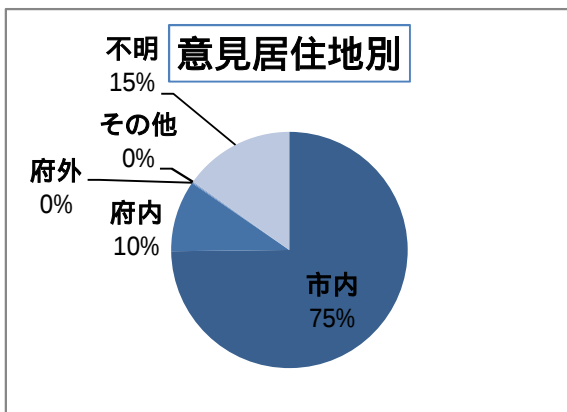
意見年代別

19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	総計
0	81	286	90	99	33	16	102	707



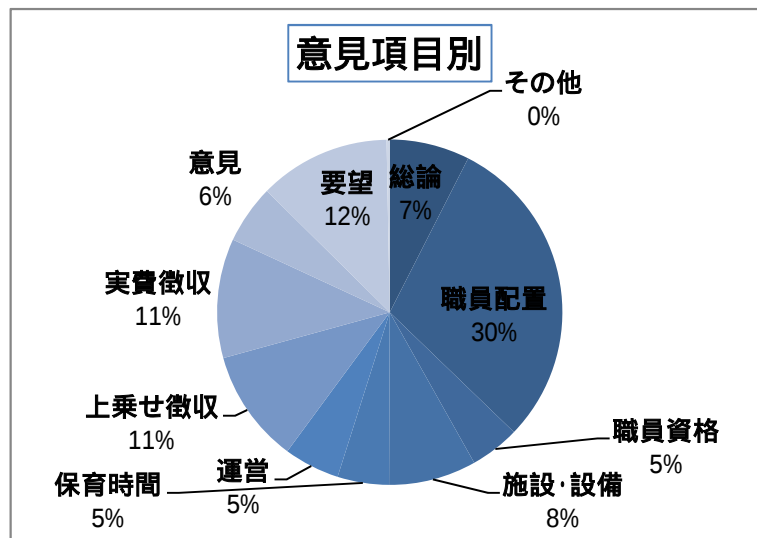
意見居住地別

市内	府内	府外	その他	不明	総計
529	69	1	1	107	707



意見項目別

総論	53
職員配置	210
職員資格	33
施設・設備	58
保育時間	34
運営	37
上乗せ徴収	75
実費徴収	79
意見	39
要望	87
その他	2
総計	707



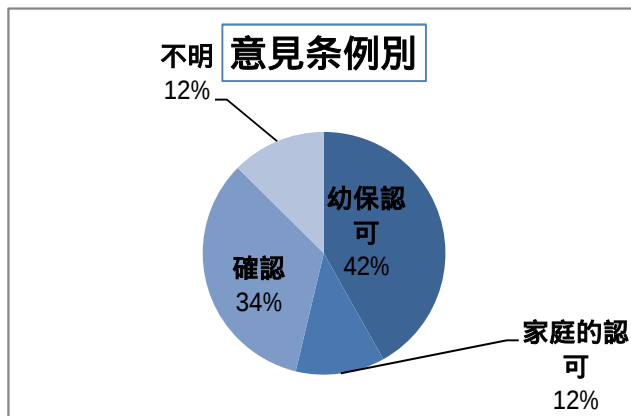
意見条例別

幼保認可	家庭的認可	確認	不明	総計
313	71	180	143	707

幼保認可・・・（仮称）大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

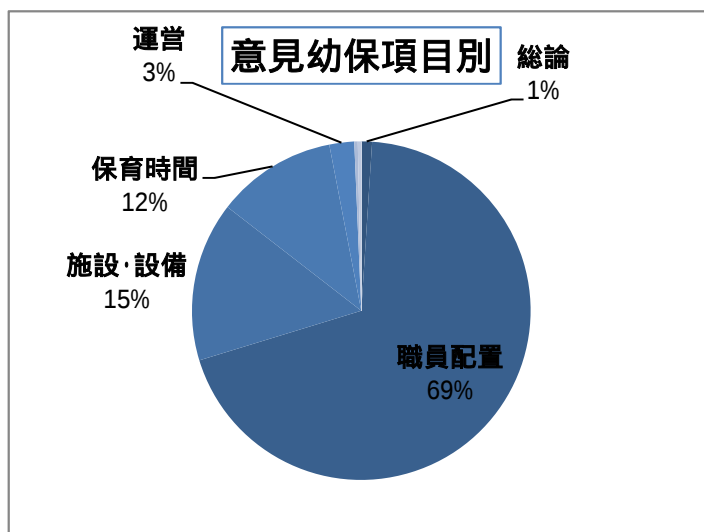
家庭的認可・・・（仮称）大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

確認・・・（仮称）大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例



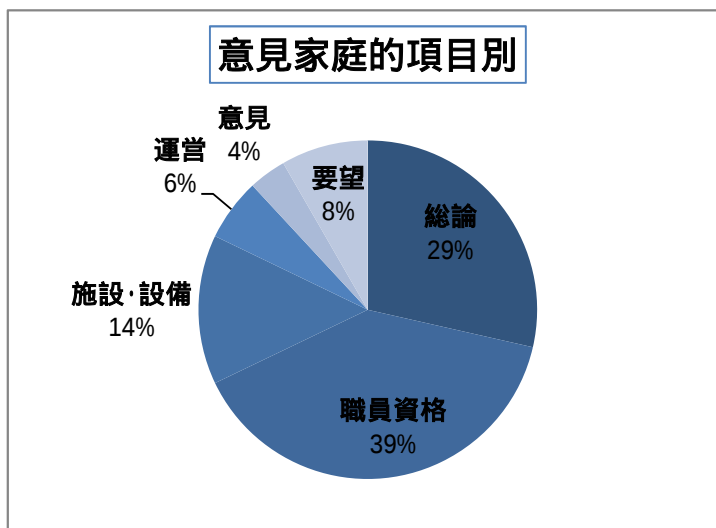
意見幼保項目別

総論	28
職員配置	209
職員資格	0
施設・設備	43
保育時間	33
運営	0
上乗せ徴収	0
実費徴収	0
意見	0
要望	0
その他	0
総計	313



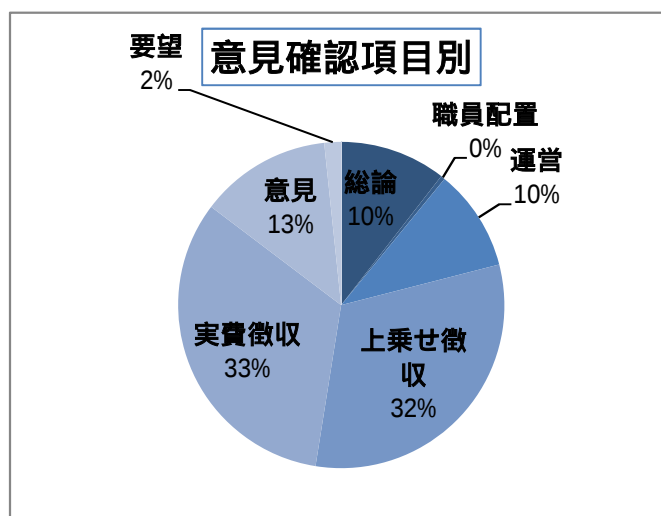
意見家庭的項目別

総論	23
職員配置	0
職員資格	33
施設・設備	12
保育時間	0
運営	3
上乗せ徴収	0
実費徴収	0
意見	0
要望	0
その他	0
総計	71



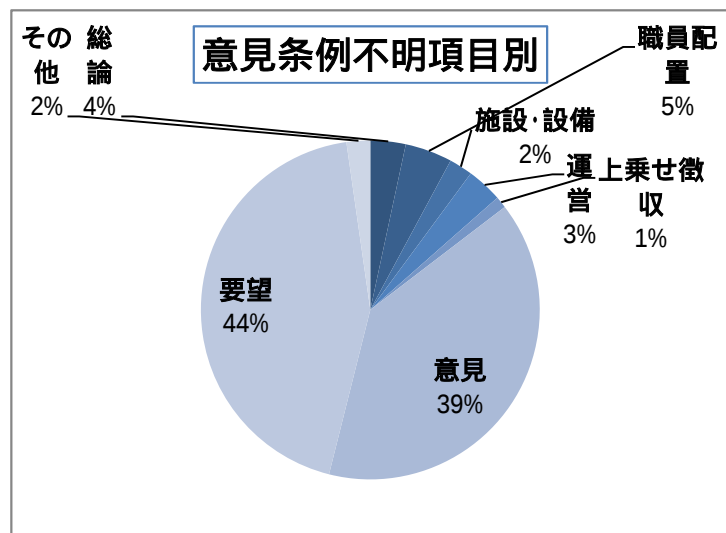
意見確認項目別

総論	0
職員配置	1
職員資格	0
施設・設備	0
保育時間	1
運営	24
上乗せ徴収	75
実費徴収	79
意見	0
要望	0
その他	0
総計	180



意見条例不明項目別

総論	2
職員配置	0
職員資格	0
施設・設備	3
保育時間	0
運営	10
上乗せ徴収	0
実費徴収	0
意見	39
要望	87
その他	2
総計	143



「(仮称)大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の
骨子案にかかるパブリック・コメント手続きの実施結果について (案)

1 意見募集期間

平成 26 年 6 月 2 日(月)～平成 26 年 7 月 1 日(火)

2 意見募集方法

持参、送付、ファックス、電子メール

3 閲覧・配架場所

- ・こども青少年局企画部青少年課放課後事業グループ(市役所本庁舎 7 階)
- ・各区役所区民情報センター
- ・大阪市サービスカウンター(梅田・なんば・天王寺)
- ・市民情報プラザ(市役所本庁舎 1 階)

4 集計結果

受付件数 : 1,955 件

(内訳)

<受付方法別>

持参	送付	ファックス	電子メール
99	1,176	466	214

<居住地別>

大阪市内	大阪府内	大阪府外	その他	不明
1,673	63	4	2	213

<男女別>

男性	女性	不明
531	1,237	187

<年齢別>

19 歳 以下	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳 以上	不明
30	95	655	821	86	24	7	237

5 ご意見の要旨とご意見に対する本市の考え方

別紙のとおり

パブリック・コメントに寄せられたご意見の要旨とご意見に対する本市の考え方

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
支援の対象		
1	支援対象の上限が10歳未満から小学生6年生までとなったことは、評価します。 しかも、その児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいないものとし、明確に留守家庭児童を対象とした事業としたことは重要と考えます。	国基準において、放課後児童健全育成事業の一般原則として、支援の対象、事業の目的と役割が明記されており、この国基準どおりとしております。
2	学童保育は、働く親にとって必要な事業。条例に事業の目的と役割を明記して下さい。	
施設・設備		
3	学童保育は、生活の拠点として継続して使用できる専用室の確保は不可欠です。毎日、生活用品を持ち帰ることはできません。利用時間のみ場所を使えばいいものではありません。	国の「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」(以下「専門委員会」といいます。)の報告書において、「専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペース」とされたことにより国基準が定められたことを踏まえ、国基準どおりとしております。
4	「専用区画」ではなく、「専用の施設」または「専用の部屋」としてください。	
5	現行の補助要綱でも土地建物は、継続して本事業用に使用できることとなっています。現在の要綱基準より引き下げることになるので、生活の拠点として継続して使用できる専用室を確保すると明記して下さい。	
6	体調が悪いときに静養できるスペースを確保してほしい。	
7	専用区画について、「利用者に支障がない場合は、その限りではない」は何をもって支障がないと判断できるのかが、あいまいなので、この一文は削除すべきと思います。	
8	専用室の確保なしに、児童の生活の場は成立しません。「利用者に支障がない場合はその限りではない」という文言は削除してください。	専門委員会の報告書において、「その設置の方法は、児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとすべき」とされており、専用区画の中に静養するための機能を備えることを可能として国基準が定められたことを踏まえ、国基準どおりとしております。
9	児童一人当たり面積は、1.65㎡ではなく、現行補助要綱の1.75㎡として下さい。	専門委員会の報告書において、「放課後児童クラブを利用しない児童とともに遊びや生活の時間を過ごすことは、児童の健全な育成を図る観点からむしろ望ましい場合もある」とされたことにより国基準が定められたことを踏まえ、国基準どおりとしております。
10	児童一人当たりの面積を、保育所2歳児以上の基準である1.98㎡以上にして下さい。	
11	児童一人当たりの面積の1.65㎡は、子供がのびのびと生活をする場所としては、狭いため2㎡以上にしたい。	
12	公営住宅など優先的に学童保育の施設として提供して欲しい。	
13	学童保育に対して、小学校の空き教室を使わせてほしい。	公営住宅、市立小学校など公立施設の放課後児童クラブ(以下「クラブ」といいます。)への貸与等について、条例で定めることは適切ではないと考えます。ちなみに、公共施設のクラブへの貸与等行う予定はありません。

14	学童保育の充実は重要な政策課題であり、補助金は必須です。学童保育の財政基盤を強固にし、より多くの児童を受け入れるためにも補助金の増額を、ぜひお願いいたします。	補助金の制度及び金額につきましては、本パブリックコメントの対象ではありません。
15	基準は妥当と考えるが、実現の為に、実施場所の提供ないし家賃等への十分な補助が必要である。	
16	生活の拠点として、必用な設備・備品等を備える整えるにはお金がかかるので、補助金を増額してほしい。	

職員数及び資格

17	職員は2名以上配置するとあるが、10人ランクの学童保育では予算的にかなり厳しいところがあります。大阪市はその分の人件費を補助金に増額して下さい。	本パブリックコメントは、条例骨子案でお示しする設備及び運営に関する基準についてご意見をいただくものであり、補助金の制度及び金額についてのものではありません。ちなみに、国からは本基準の財政的な裏付けとなる予算等は示されておらず、本市としても対応は未定です。
18	指導員の複数配置を行なってもらえるのは非常にありがたいことですが、予算の確保も合わせてお願いします。	
19	児童数に関係なく、支援単位ごとに2人以上の指導員を配置することは難しいため、30名以上の場合は2名以上とするなど、学童保育の人数規模に合わせた基準が望ましい。	ご意見の内容につきましては、児童福祉法第34条の8の2において、市町村は条例を定めるにあたって、厚生労働省令で定める基準(国の基準)に従うこととされており、国基準どおりとしております。
20	職員は児童10名に対して1名の配置となるようにしてほしい。	
21	3人以上を基本とし、児童数によって増員させるべき	
22	支援員の資格要件で示された「類似事業従事者」の扱いについては、削除を求めます。学童保育の指導員には独自の資格が必要で、大阪市として独自の資格制度を設けて下さい。	
23	指導員は、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭など子どもに関する資格を必ず持っているようにしてほしい。	
24	20人未満のクラブについて、2人以上の職員配置を原則としつつ、その他利用者に支障がない場合、職員1名が併設する施設との兼務を可とするという、この文言は削除すべきである。	
25	職員2名について専従との記載がないが、専従とすべき。	
26	「放課後児童支援員」を「学童保育指導員」の名称にしてほしい。	専門委員会の報告書において、「児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるよう支援を行うことが適当」とされていることを踏まえ、国の基準では「放課後児童支援員」の呼称を採用しており、本市としても「放課後児童支援員」が適当と考えております。
27	指導員について、専従、正規職員、資格ありとなるようにして、採用を増やしてほしい。	採用形態については、各クラブが定めるものであり、本条例で一律に定めることは適切ではないと考えます。

児童集団の規模		
28	児童の集団を40人までとすることは、小規模の方が大人の目の届くという保育の観点から見て良いことだと思います。「おおむね」ではなく、「40人までとする」と明記してください。	専門委員会の報告書において、「児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当」とされたことにより国基準が定められたことを踏まえ、国基準どおりとしております。
29	「おおむね40人以下」とする支援の単位について、「一支援の単位」ではなく、「一学童保育の単位」という表記に変更して下さい。	
30	規模が小さい学童保育では、保護者の金銭負担が多くなるので、支援の単位は50人以上にしてほしい。	
31	40人以上のクラブは分けて運営するとあるが、十分な指導員数があれば40人以上でも、複数の児童の集団に分けたり、複数のクラブに分割する必要はないと思う。	
開所日数		
32	国基準の1年につき250日以上から、大阪市基準として1年につき291日以上と増やした41日について、想定する内訳を明示いただきたい。	日曜日・祝日及び年末・年始を除く期間について開所することを想定し、291日としております。
33	開所日数を291日以上としてもらえているのは、就労支援として非常に良いことだと思います。	
34	開所日数は年間285日程度でも支障はない。	
35	年間の開所日数は、省令(国基準)の250日程度にしてください。	
開所時間		
36	学童保育の指導員は、子どもがいる時間のみが勤務時間ではありません。打ち合わせや保育準備など多くの仕事があり、午前中も勤務しており、平日につき7時間以上、休日は8時間以上として下さい。	専門委員会の報告書において、放課後健全育成事業所を開所する時間は「平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して、事業を行うものが定めることが適当」とされたことにより国基準が定められたことを踏まえ、国基準どおりとしております。
37	「開所時間」とは、児童を受け入れる時間のことであると思うが、指導員の準備時間も加味した「勤務時間」も含める必要があると考える。	
38	平日につき、1日6時間30分以上、休日につき1日11時間以上開所できるよう要望します。	
39	平日5時間以上、土日10時間以上は必要です。	
その他		
40	長時間の保育となるので、おやつ配付は必須として欲しい。そのための調理設備を備え、自分達で準備することで教育の場になれば良いと思います。	事業内容等につきましては、各クラブが定めるものであり、本条例で一律に定めることは適切ではないと考えます。
41	英語や体育・音楽・絵画など、有料でも良いので、子どもたちが自分たちの世界を広げられる多様なプログラムを用意して欲しいです。放課後事業の内容の充実を求めます。	

パブリックコメント集計結果

男性・件数	531
女性・件数	1,237
不明・件数	187
総件数	1,955

27%
63%
10%

男性	
19歳以下	25
20歳代	28
30歳代	212
40歳代	204
50歳代	28
60歳代	12
70歳代	1
不明	21
総計	531

女性	
19歳以下	5
20歳代	67
30歳代	443
40歳代	615
50歳代	57
60歳代	12
70歳代	6
不明	32
総計	1,237

不明	
19歳以下	0
20歳代	0
30歳代	0
40歳代	2
50歳代	1
60歳代	0
70歳代	0
不明	184
総計	187

総計	
19歳以下	30
20歳代	95
30歳代	655
40歳代	821
50歳代	86
60歳代	24
70歳代	7
不明	237
総計	1,955

2%
5%
34%
42%
4%
1%
0%
12%

男性	
市内	497
府内	20
府外	3
その他	2
不明	9
総計	531

女性	
市内	1,164
府内	42
府外	1
その他	0
不明	30
総計	1,237

不明	
市内	12
府内	1
府外	0
その他	0
不明	174
総計	187

総計	
市内	1,673
府内	63
府外	4
その他	2
不明	213
総計	1,955

86%
3%
0%
0%
11%

男性	
持参	14
送付	368
ファックス	70
電子メール	79
総計	531

女性	
持参	80
送付	751
ファックス	334
電子メール	72
総計	1,237

不明	
持参	5
送付	57
ファックス	62
電子メール	63
総計	187

総計	
持参	99
送付	1,176
ファックス	466
電子メール	214
総計	1,955

5%
60%
24%
11%

男性・項目	576
女性・項目	1,328
不明・項目	194
総項目数	2,098

27%
63%
9%

男性	
支援の対象	62
施設・設備	144
職員数及び資格	176
児童の集団の規模	27
開所日数	38
開所時間	53
上記以外	11
項目外	65
総計	576

女性	
支援の対象	149
施設・設備	379
職員数及び資格	400
児童の集団の規模	32
開所日数	66
開所時間	108
上記以外	3
項目外	191
総計	1,328

不明	
支援の対象	12
施設・設備	46
職員数及び資格	64
児童の集団の規模	13
開所日数	14
開所時間	21
上記以外	1
項目外	23
総計	194

総計	
支援の対象	223
施設・設備	569
職員数及び資格	640
児童の集団の規模	72
開所日数	118
開所時間	182
上記以外	15
項目外	279
総計	2,098

11%
27%
31%
3%
6%
9%
1%
13%

「(仮称)大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の骨子案

1 条例の名称

(仮称)大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 内容

本市条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の骨子案は次表のとおりとする。

項目	基準の内容		本市の考え方
	国基準	本市基準	
支援の対象	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの。	国基準による	現行の国基準とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。
施設・設備	●遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備・備品等を備えなければならない。また、これらは当該放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専らその用に供するものでなければならない。 ●児童1人当たりおおむね1.65㎡以上でなければならない。 その他利用者に支障がない場合は、その限りではない。	国基準による	現行の国基準とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。
職員数及び資格	職員は2人以上配置すること。そのうち1人以上は「放課後児童支援員」として、別掲各項のいずれかに該当する者とし、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 上記「終了したもの」は「修了した者(平成32年3月31日までに修了すること予定しているものを含む)」とする。 20人未満のクラブについて、2人以上の職員配置を原則としつつ、その他利用者に支障がない場合、職員1名が併設する施設との兼務を可とする(この場合の専任職員は「放課後児童支援員」であること)。	国基準による	現行の国基準とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。
児童の集団の規模	おおむね40人までとする。 児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営するか、1つのクラブの中で、複数の児童の集団に分けて対応するよう努めること。	国基準による	現行の国基準とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。

項目	基準の内容		本市の考え方
	国基準	本市基準	
開所日数	1年につき250日以上を原則とし、当該地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	1年につき291日以上を原則とし、当該地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	本市留守家庭児童対策事業補助金交付要綱に則り、現行の基準に基づき、設定する。
開所時間	平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、当該地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	国基準による	現行の国基準とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。
上記以外	省令に定める事項 ・非常災害対策 ・取り扱いの平等 ・虐待等の禁止 ・衛生管理に関すること ・秘密の保持に関すること ・苦情への対応 ・保護者、関係機関との連携 ・事故発生時の対応 等	国基準による	現行の国基準とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。

(別掲)

放課後児童支援員について	
放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	
一	保育士の資格を有する者
二	社会福祉士の資格を有する者
三	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令 第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
四	学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
五	学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
六	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
七	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
八	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
九	高等学校卒業業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの